

松浦市監査公表第5号
平成31年3月13日

平成31年1月実施平成30年度商工振興課定期監査の結果に基づき、当該監査の措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、改善措置事項を公表します。

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

- 第1. 監査の種類 定期監査
- 第2. 監査の対象 商工振興課
- 第3. 監査の期間 平成31年1月4日から32日間
- 第4. 監査結果に係る指摘事項に対する改善措置の内容
別紙のとおり

指摘改善報告(商工振興課)

指摘事項		改善措置
(1) 簿文書 件名	1. 收受、発送月日が前後して搭載されているものがあつた。	ご指摘の件について、相手方に文書を発送しているため、職員に口頭で指導を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	2. 訂正印の押印のないものがあつた。	ご指摘の件については、訂正印の押印を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	3. 同一番号で処理すべき件を新たに番号取得しているものがあつた。松浦市役所処務規程第33条第8号に基づき適正に処理されたい。	ご指摘の件について、相手方に文書を発送しているため、職員に口頭で指導を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
(2) 令時間 簿(控) 外勤 務命	1. 時間計算欄をパソコン入力しているものがあつた。	ご指摘の件については、修正いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	2. 供覧印の押印がないものがあつた。	ご指摘の件については、供覧印の押印を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	3. 休憩時間の記載がなかった。人事共有フォルダ内時間外等勤務命令簿記入要領に沿って適正に処理されたい。	ご指摘の件については、記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
(3) 出張 旅費	1. 出張命令書(控)において、請求書欄の誤りを請求者以外の訂正印を用いて訂正しているものがあつた。	ご指摘の請求書欄について、請求者の訂正印による訂正を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	2. 出張命令書(控)において、宿泊地の記載のないもの、用務欄に用務名以外の記載があるものがあつた。適正に処理されたい。	ご指摘の件については、修正いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	3. 費用弁償(各種委員の市外出張の際)の出張命令書において、旅費算定の起点を明確にするため備考欄に住所地または勤務地を記入することとなっているが、記入がなかった。また、発地欄に起点を記入し、経路を備考欄に記入することとなっているが記入がなかったため委員の住所地から本庁までの費用弁償が支給されていないものがあつた。会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。	ご指摘の件については、記載いたしました。また、費用弁償が支給されていないものについては追給を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	4. 出張復命書において、様式の号数が誤っているものがあつた。松浦市役所処務規程に定められた様式を使用されたい。	ご指摘の件について、様式等の確認を行い、正しい号数に修正いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
(4) 契約 事務	委託料 1. 起案文書に、文件番号や施行年月日の記載がないものが見受けられた。	ご指摘の件については、記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	2. 見積依頼書に文書番号の記載がないものがあつた。	ご指摘の件について、相手方に文書を発送しているため、職員に口頭で指導を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
請負 工事	3. 実施伺と見積徴取伺を別々にすべきものを一緒にしたものがあつた。	
	1. 起案文書に、文書番号や施行年月日の記載がないものが多数見受けられた。	ご指摘の件については、記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
(5) 修繕 関係 の 処理	2. 関係文書ファイルに保存されていた請求書の写に、請求年月日の記載がなかった。	不要な文書のため破棄いたしました。
	1. 鷹島石工製品展示場等施設フォークリフト修繕で、支出伝票に添付されるべき修繕伺の原本がファイリングされて残っていた。早急に会計課保管の支出伝票に原本を添付されたい。	ご指摘の件については、処理いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	2. 業者宛見積依頼の決裁文書がなかった。	ご指摘の件について、見積依頼を作成しました。今後は適正な事務処理に努めます。
	3. 契約書に、受注者が2種類の印を押しているにも関わらず、訂正印としての押印は1種類しかなかった。訂正箇所市長印の押印がなかった。	ご指摘の件については、処理いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。

指摘改善報告(商工振興課)

指摘事項		改善措置
(6) 補助金	1. 交付決定通知の指令番号と確定通知の指令番号が違うものが見受けられた。同じ指令番号で処理されたい。また、補助金確定後は、指令簿処理欄に記載して、処理を完了されたい。	指令簿処理欄への記載が漏れているものについては、記載いたしました。ご指摘の件について、職員に口頭で指導を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	2. 交付申請時の文書番号と実績報告書の文書番号が違うものが見受けられた。同じ文書番号で処理されたい。	ご指摘の件について、相手方に文書を発送しているため、職員に口頭で指導を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	3. 起案文書に、施行年月日の記載がないものが多数見受けられた。	ご指摘の件については、記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	4. 申請者の納税状況調査を税務課に依頼したもののうち回答書が見当たらないものがあったが、交付決定は行われていた。	ご指摘の件については、文書が見つかりました。今後は適正なファイリングに努めます。
	5. 松浦市工業会への補助金に関するフォルダに、交付決定伺起案時の決定通知書の原稿が残っていなかった。補助金支出伝票に添付された交付決定通知書の写には、契印(割印)が無かった。また、商工振興課の受付印が押印されていた。	決定通知書の原稿を添付いたしました。補助金支出伝票に、契印を行った交付決定通知書の写しを添付しなおしました。また、受付印については修正いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	6. 交付申請書に係る書類として、写真・図面等を添付と記載してあるにも関わらず添付されていないものがあった。	ご指摘の件について、写真・図面を添付しました。今後は適正な事務処理に努めます。
(7) 公有財産使用許可及び貸付	1. 使用許可更新の際、松浦市財務規則第109条第2項の規定により「会計課長の決裁を受けるものとする。」とあるが、会計課合議がなされていないものがあった。規則に基づき適正に処理されたい。また、新規申請の際は同規則第109条第1項の規定により甲決裁となっており、会計課の合議無く決裁を受けていたが、財産管理担当課である会計課の合議を経て甲決裁を受けられたい。	ご指摘の件については、会計課への合議を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	2. 起案文書の施行欄に年月日が記載されていないものが多数見受けられた。	ご指摘の件については、記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	3. 行政財産目的外使用料において、12款1項使用料で収入すべきであるが、15款1項財産収入で収入していた。適正に処理されたい。	ご指摘の件については、収入金更正を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	4. 行政財産目的外使用許可の決裁を受ける際、根拠となる法令及び使用料の算出の根拠となる法令の記載なく決裁しているものがあった。	ご指摘の件については、修正いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	5. 行政財産目的外使用許可書において、財務規則第110条の使用条件の記載に不備があった。	ご指摘の件については、条件の記載不備を確認し記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	6. 行政財産の貸付申請がされているにも関わらず、使用許可で処理し、使用許可書を交付しているものがあった。また、内容は行政財産の貸付であるにもかかわらず、使用許可申請書を受領し、使用許可書を交付しているものがあった。目的外使用許可と貸付は、使用許可は許可書の交付、貸付は契約書を交わす等処理方法と根拠法令が異なるが、混同して処理されている為、再度整理を行い、法令に基づき適正に処理されたい。	ご指摘の件について、貸付申請は平成28年6月に申請されたものであるため、ご指摘内容を確認し、今後の申請については、使用許可申請により適正に処理をいたします。また、行政財産については、使用許可申請を毎年度申請していただき、毎年度許可をするよう手続きを訂正いたします。今後は法令に基づき適正な事務処理に努めます。
(8) その他	1. 鷹島石工製品展示場等施設内において、作業場にタバコや吸い殻が放置されており、整理整頓がなされてなかった。早急に指導されたい。	指定管理先である鷹島石工組合に指導を行い、清掃しました。今後このようなことがないように努めます。